

掛川市条例第44号

掛川市住民投票条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

掛川市長

(別紙)

掛川市住民投票条例の一部を改正する条例

掛川市住民投票条例（平成26年掛川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 1 (略) 2 <u>日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）の施行後4年を経過するまでの間にその期日がある住民投票に係る第3条の規定の適用については、同条中「満18年以上」とあるのは、「満20年以上」とする。</u>	附 則 1 (略) 2 <u>公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）の施行の日までの間にその期日がある住民投票に係る第3条の規定の適用については、同条中「満18年以上」とあるのは、「満20年以上」とする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。